

鳥取県就職氷河期世代活躍支援補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、鳥取県補助金等交付規則（昭和32年鳥取県規則第22号。以下「規則」という。）第4条の規定に基づき、鳥取県就職氷河期世代活躍支援補助金（以下「本補助金」という。）の交付について、規則に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(交付目的)

第2条 本補助金は、不安定な就労状態にある就職氷河期世代の安定した雇用を促進するため、非正規雇用労働者及び失業状態の者を正規雇用し、定着を図る県内中小企業事業者を支援することを目的として交付する。

(定義)

第3条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 就職氷河期世代 1968年4月2日から1988年4月1日の間に生まれた者をいう。
- (2) 正規雇用労働者 次のアからウまでのいずれにも該当する者をいう。
 - ア 期間の定めのない労働契約を締結している労働者であること
 - イ 1週間の所定労働時間が週30時間以上であり、同一の事業者には雇用される通常の労働者の所定労働時間と同程度であること
 - ウ 同一の事業者には雇用される通常の労働者に適用される就業規則等に規定する賃金の算定方法及び支給形態、賞与、退職金、休日、定期的な昇給や昇格の労働条件について長期雇用を前提とした待遇が適用されている労働者であること
- (3) トライアル雇用助成金（一般トライアルコース） 雇用保険法（昭和49年法律第116号）第62条第1項第3号及び第6号並びに雇用保険法施行規則（昭和50年労働省令第3号）第109条及び第110条の3の規定に基づくトライアル雇用助成金のうち一般トライアルコース助成金（以下「一般トライアルコース」という。）をいう。
- (4) 特定求職者雇用開発助成金（就職氷河期世代安定雇用実現コース） 雇用保険法（昭和49年法律第116号）第62条第1項第3号及び第6号並びに雇用保険法施行規則（昭和50年労働省令第3号）第109条及び第110条の規定に基づく特定求職者雇用開発助成金のうち就職氷河期世代安定雇用実現コース助成金（以下「就職氷河期世代安定雇用実現コース」という。）をいう。
- (5) 中小企業事業者 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条に規定する中小企業者（資本の額又は出資の総額が3億円（小売業又はサービス業を主たる事業とする者にあつては5,000万円、卸売業を主たる事業とする者にあつては1億円）以下の会社及び個人事業者又は常時使用する社員の数が300人（小売業を主たる事業とする者にあつては50人、卸売業又はサービス業を主たる事業とする者にあつては100人）以下の会社及び個人事業者を指す。

(補助金の交付)

第4条 県は、第2条の目的の達成に資するため、本補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象事業者」という。）に対し、予算の範囲内で本補助金を交付する。

- 2 補助対象事業者は、鳥取県内に本社、支社、支店、事業所等を設置している中小企業事業者で、次の各号のいずれにも該当する者とする。
 - (1) 一般トライアルコース又は就職氷河期世代安定雇用実現コースの助成金の支給対象となる就職氷河期世代の労働者を雇い入れ（雇い入れた日において、鳥取県内の事業所等で勤務する者に限る。）、同助成金の支給決定を受けた事業者であること。
 - (2) 鳥取労働局管内に雇用保険適用事業所があること。ただし、管外にある本社が雇用保険の事業手続きを一括して行うなど、雇用保険非該当の承認事業所の場合はこの限りではない。
 - (3) 県税に未納がないこと。

(4) 次のいずれにも該当する者でないこと

- ア 第6条第1項による申請書の提出を行った日から起算して過去2年間の事業活動に関し、故意又は重大な過失による法令違反をしていると認められる者(法人にあつては、財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則(昭和38年大蔵省令第59号)第8条第8項の規定による関係会社及びこれらの法人の代表権を有する役員を、組合等にあつてはそれを構成する事業者の役員を含む。)
- イ 風俗営業等の規制及び業務の適正化に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条に定める風俗営業、性風俗関連特殊営業又は接客業務受託営業を営む者

(補助対象要件等)

第5条 本補助金の対象となる要件(以下「補助対象要件」という。)は、別表第1欄に掲げる要件を満たす者に対し、補助金額は同表第2欄に掲げる金額とし、予算の範囲内で交付する。

(交付申請の時期等)

第6条 本補助金の交付申請は、都道府県労働局長から一般トライアルコースの助成金または就職氷河期世代安定雇用実現コースの第1期助成金の支給決定を受けた日から30日以内の日及び3月10日のいずれか早い日までの間に行うものとする。

- 3 補助対象事業者は、一般トライアルコース及び就職氷河期世代安定雇用実現コースのそれぞれの補助金交付申請を行うことができる。
- 4 規則第5条の申請書に添付すべき同条第1号及び第2号に掲げる書類は、様式第1号によるものとする。

(交付決定の時期等)

第7条 本補助金の交付決定は、規則第18条第1項の規定による交付額の確定と併せて行うこととし、原則として、交付申請を受けた日から20日以内に行うものとする。

- 2 本補助金の交付決定及び額の確定通知は、様式第2号によるものとする。

(実績報告の時期等)

第8条 規則第17条第1項の規定による報告は、第6条第1項の申請書の提出をもって報告があったものとみなす。

(交付決定の取消等)

第9条 知事は、本補助金の交付を受けた補助事業者が、規則第21条に規定するほか、偽りその他不正行為によって交付を受けたことが判明した場合、都道府県労働局長から一般トライアルコース又は就職氷河期世代安定雇用実現コースの助成金の支給決定の取消を受け、返還を求められた場合は、同条の規定により交付決定及び交付額の確定の全部又は一部を取り消すことができ、規則第22条の規定により所要の額の返還を命ずるものとする。

(報告・調査等)

第10条 知事は、本補助金の交付の適正を期するために必要があると認めるときは、補助事業者に対して報告を求め、調査を行うものとする。

(補助事業の経理等)

第11条 補助事業者は、補助金に係る経費についての収支に関する帳簿及びすべての証拠書類を整理し、かつこれらの書類を当該補助事業終了の年度の翌年度から5年間保管しなければならない。

(雑則)

第 12 条 規則及びこの要綱に定めるもののほか、本補助金の交付について必要な事項は、商工労働部長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和 5 年 6 月 20 日から施行し、令和 5 年 4 月 1 日以降に就職氷河期世代の労働者を雇い入れて一般トライアルコース及び就職氷河期世代安定雇用実現コースの支給決定を受けた補助事業から適用する。

別表 (第 5 条関係)

区分	1 補助対象要件	2 補助金額
一般トライアルコース	一般トライアルコースの助成金(月額 4~5 万円、3 か月分)の支給決定を受けていること。	左記助成金の 2 分の 1 相当額(ただし、雇い入れた就職氷河期世代の労働者 1 人当たり月額 2 万円、3 か月分の合計 6 万円を限度とする。)
就職氷河期世代安定雇用実現コース	就職氷河期世代安定雇用実現コースの助成金(第 1 期 30 万円)の支給決定を受けていること。	左記助成金第 1 期相当額(ただし、雇い入れた就職氷河期世代の労働者 1 人当たり 30 万円を限度とする。)